

吹田市危機管理センター啓発コンテンツ制作委託業務
仕様書

吹田市 総務部 危機管理室

第1章 総則

第1条 目的

本業務は、本市が吹田市危機管理センター（以下「EMC」という。）で実施する見学・体験イベント（以下「本イベント」という。）において、参加した住民等がより具体的に災害時の状況をイメージし、共助の取組につなげることができるよう、映像コンテンツ等の制作を行うものとする。

第2条 業務の名称

吹田市危機管理センター啓発コンテンツ制作委託業務

第3条 履行期間

契約締結日から令和8年1月30日までとする。

第4条 仕様書の適用

本仕様書は、「吹田市危機管理センター啓発コンテンツ制作委託業務」（以下「業務」という。）の実施に必要な事項を定めるとともに、業務は本仕様書に従い実施しなければならない。

第5条 基本方針

受注者は以下の基本方針を理解し、これを踏まえた上で、業務を実施すること。

- （1）本業務により制作するコンテンツを本イベントへの参加者が見て、体験することで、身をもって災害の脅威を体感し、各自・各家庭や地域における防災の取組に意欲的に取り組むことができるきっかけとなるようなコンテンツを制作すること。
- （2）EMC 見学ツアーの参加者自身が主体となって参加することができ、楽しみながら防災について学ぶことができるコンテンツとすること。
- （3）VR コンテンツ、AI 等の最新技術を用いて、EMC の設備・機能をフル活用した没入感のあるコンテンツとすること。
- （4）主に小学生（4～6年生）をメインターゲットとし、原則として当該ターゲットに分かりやすい言葉や内容により制作するものとするが、他自治体等からの行政視察や危機管理センターでの防災講習会等においても活用を予定しているため、年代・性別を問わず興味を惹くコンテンツを企画すること。
- （5）集団での参加を想定して運営者のオペレーションを可能な限り簡素にするとともに、多数の参加者（オープニング映像は最大200人程度、その他コンテンツは最大40人程度）が同時に参加可能なものとする。
- （6）被災地や避難所等の映像や写真を用いる場合は、個人情報や肖像権に配慮した措置等を行うこと。
- （7）アクセシビリティに配慮し、字幕の設定を始めとした必要な措置等を可能な限り行うこと。

第6条 秘密の保持

受注者は、業務上知りえた情報について、これを他人に漏らしてはならない。業務完了後も引き続きこの義務を負うものとする。

第7条 疑義

本仕様書に明記されていない事項、また、その内容の解釈に疑義を生じた場合は、速やかに本市と受注者の協議の上、決定するものとする。

第2章 業務概要

第8条 委託内容

本業務の概要は下記に示す項目であり、詳細は次章以降によるものとする。

- (1) 災害状況の疑似体験を含むイベントオープニング動画
- (2) 避難所疑似体験映像コンテンツ
- (3) 災害体験VRコンテンツ

第9条 協議

本業務の実施に当たっては、受注者は、コンテンツ等の作成に当たっての内容の検討、調整及び事前の打ち合わせについて、本市の指示に従って必要な対応を行うこと。

具体的には、各コンテンツに係る企画の承認までに原則として3回以上の協議を行い、その後、コンテンツの完了までに原則として3回以上の協議を行うものとする。各協議後、議事概要として取りまとめ、発注者の承認を受けるものとする。

第10条 制作コンテンツ

コンテンツ制作に当たっては、契約締結後速やかに実施企画書を提出し、発注者の承認を受けること。既製のコンテンツを使用する場合は、システムの内容が分かる資料を提供すること。

また、災害関係の情報等は、国の防災基本計画や防災白書、消防白書、吹田市防災ブック、その他の防災に関する公的な情報など、事実に基づく情報を十分に取材した上でコンテンツに用いること。

第11条 テスト運用・完了検査

コンテンツ制作が完了した時点で、テスト運用を一定期間※実施すること。この間に発生した不具合等は納品までに完了させること。不備等なくテスト運用を終えた段階で完了検査を受け発注者の承認を受けるものとする。

※概ね10日程度

第12条 設備条件

EMCの映像設備を用いる場合の設備条件については、次のとおりとする。

- (1) モニターやプロジェクターへの映像表示や天井スピーカーへの音声出力は、HDMI接続したPCで行うものとする。
- (2) モニターのサイズは46inch（実寸W1,022mm×H576.6mm、表示領域W1,018.1mm×H572.7mm）であり、12面マルチモニターは縦2面×横6面、8面マルチモニターは縦2面×横4面で構成されているものとする。
- (3) マルチモニターへ投影する映像のサイズは、EMCに整備された災害対応オペレーションシステムにより、マルチモニター全体のサイズの中で自由に表示させることができるものとする。なお、表示させる映像1つにつきPC1台の接続が必要となることから、設定や使用方法については十分に発注者と協議を行い、現場検証の上で制作すること。

第13条 帰属

- (1) 本件業務の成果品に係る著作権は、受注者に留保されるものとする。
- (2) 受注者は、発注者が印刷物やインターネットにおいて成果品の一部を含む映像や画像等の情報を公開することについて、留保された著作権を無償で許諾するものとする。
- (3) 発注者は、成果品について、トリミングや修正等改変するとき、成果品の全部又は一部を二次利用するときは、事前にその利用等の条件について受注者と協議する

ものとする。

- (4) 成果品に使用又は包括されている著作物であって、第三者がその著作権を有する著作物について使用許諾条件が定められている場合は、発注者はその条件の適用につき、受注者と協議するものとする。
- (5) 成果品に関し、第三者から著作権、特許権、知的財産権等の侵害の申立てを受けた場合、発注者の帰責事由による場合を除き、受注者の責任と費用を以って処理するものとする。
- (6) 受注者は、成果品を発注者の承認を受けないで、自ら使用したり、他の者に公表、貸与及び使用させてはならない。ただし、既製のコンテンツについてはこの限りではない。

第14条 費用

コンテンツ制作に係る費用は調達時のみとし、本業務終了後のコンテンツの使用等に関して費用は発生しないものとする。

第15条 その他

コンテンツは EMC での利用を基本とするが、より多くの市民の方々にも利用していただけるよう地域におけるイベントや各種講座においても体験等が可能となるよう配慮すること。

第3章 業務内容

第1節 災害状況の疑似体験を含むイベントオープニング動画

第16条 趣旨

本イベントへの参加者が防災について学ぶ意欲を向上させるため、EMC の 12 面マルチモニター、8 面マルチモニター、プロジェクター等の映像設備や音声設備を用いて臨場感のある災害状況を表現しながら、EMC における災害対応の状況等を用いて防災の重要性を伝えることができるオープニングムービーを作成する。

第17条 動画の仕様

(1) 動画内容

概ね5分程度の動画とし、次の内容を盛り込むこと。

- ア 過去の地震・風水害に係る大規模災害の映像、災害年表等
- イ 吹田市のまちなみや EMC の設備等
- ウ EMC における災害対策本部運営の様子（訓練映像等）
- エ イベント参加者に対する防災の重要性を伝えるメッセージやイベント開会合図

(2) 映像仕様

MP4 形式として、危機管理センター内災害対応オペレーションルームに設置された 8 面マルチモニター及び 12 面マルチモニターへ全画面表示可能なものとする。なお、CG 映像を用いる場合は、1 カット 10 秒 300 フレーム以上を最低条件とすること。

(3) 音源

動画・シーンに合わせて 2～3 曲程度を組み合わせて使用すること。なお、音源は著作権が生じないものとする。

【参考例 1】12 面マルチモニター全体に 1 つの PC 映像を表示

└ PC 1 を接続

【参考例 2】 12 面マルチモニターを 3 分割し、PC 3 台の映像をそれぞれ表示



第 2 節 避難所疑似体験映像コンテンツ

第 18 条 趣旨

災害の発生に伴い学校を避難所として開設した状況を想定し、本イベント参加者が避難所を疑似体験できるよう避難所で起こる様々な状況や課題を映像や写真、CG 等を用いた映像を作成すること。また本イベント参加者が、自ら取り組むことができる防災に関する知識や対策についてクイズ等により学ぶことができる内容のコンテンツを作成する。さらに、コンテンツのラストには、これまで吹田市が被災地支援等で得たグッドプラクティスを共有し、参加者の納得感が得られるような構成とすること。

第 19 条 コンテンツの仕様

(1) コンテンツ内容

概ね 20 分程度のコンテンツとして、自宅から避難所までの避難、避難所内での生活の一連をストーリーとし、災害時の緊迫感を表現しつつ、ストーリー上で参加者にミッションを課すアトラクション形式の構成とし、本イベント参加者が防災について学ぶことができるようなコンテンツとすること。

また、コンテンツの映像には次の内容を盛り込むこと。

- ア 本イベントへの没入感を高めるためのオープニング・エンディング映像等
- イ 実際の避難所の映像や写真
- ウ 避難行動や避難所の生活で生じる課題等に関連したミッション形式での防災クイズ（5 問程度）
- エ グッドプラクティスを用いた解説

(2) 映像仕様

MP4 形式として、危機管理センター内災害対応オペレーションルームに設置されたモニターやプロジェクター（アスペクト比 16：9）へ全画面表示可能なものとする。なお、CG 映像を用いる場合は、1 カット 10 秒 300 フレーム以上を最低条件とすること。

(3) 音源

動画・シーンに合わせた BGM を設けるとともに、必要に応じてコンテンツの進行等に係る音声情報を付加すること。なお、著作権が生じないものとする。

第 3 節 災害体験 VR コンテンツ

第 20 条 趣旨

危機管理センターツアーの参加者が、実際に発生する自然災害を疑似体験できるよう、ヘッドマウントディスプレイ型 VR ゴーグル（以下「HMD」という。）を使用した映像コンテンツを作成する。

【参考商品：災害体験 VR（TOPPAN 株式会社）】

第 21 条 コンテンツの仕様

(1) コンテンツ内容

自然災害の状況を VR 特有の臨場感や没入感による災害の疑似体験ができるよう、被災地の映像や写真、災害時の状況を表現した CG、イラスト等を用いた HMD で体験

できる VR 映像コンテンツとし、少なくとも次の2つの災害を対象とすること。

ア 地震災害

地震（震度7及び震度6強）発生時の家具・家屋の倒壊、落下物、火災等、二次災害対策も含めた様々な対応を学ぶことができるよう、地震発生時の状況が体験できるもの。

イ 風水害

豪雨災害による雨の様子や、洪水発生時の屋内外の浸水状況が体験できるもの。

ウ 津波

津波が発生し、市街地に到達した時の状況が体験できるもの。

(2) 映像仕様

HMD で再生することが可能な形式とすること。

(3) 音源

動画・シーンに合わせた BGM を設けるとともに、コンテンツの進行等に係る音声情報を付加すること。なお、著作権が生じないものとする。

(4) 調達機器の種類及び数量

HMD 2台

(5) その他仕様

ア HMD 本体にケーブルで映像データを格納することで、追加で作成した VR 映像を、HMD 本体の VR 映像プレイヤー、再生アプリ上から再生することができるものとする。

イ PC 等を介して映像データを HMD へ格納することができるように必要な接続ケーブル等の機器についても併せて用意すること。

ウ 映像は 360 度視聴可能なパノラマ映像とし、HMD の上下左右の向きを感知して臨場感のある体験ができるものとする。

エ 調達機器（2台）は、それぞれが独立して稼働・操作が可能であること。

オ ミラーリング機能により HMD の映像をその他のモニター等に出力できるものとし、そのために必要な設備等は本業務に含むものとする。

カ 調達機器は全て新品とし、納入から1年間はメーカー保証を付帯すること。また、納入後には危機管理室職員を対象とした操作説明を行うこと。

以上